58

寛永諸家譜

清和源氏癸七冊之内

支流

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (58)
函號 特 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

松井
本郷
本間
向坂

寛永諸家系圖傳

清和源氏　　癸三

支流

松井　今ハ松平と称号ス

浅草文庫

忠次

松平左近　松平周防守　坂上康の字を

たまハつゝ康親と号す　生国三河諸

頭郡相場村父松井今四郎　清康君

廣忠卿よりくゝ功あり忠次壯年より
東照大権現よりくゝ召りて三列すべきく
合戦の時毎度先陣をうけたまわれ
永禄三年石川数正小川の兵と合戦の
時敵忠次が勇力と為らく志賀に係て立し
ふ事あるいず鉄炮をうがひら忠次が
目よりあるうといへれ敵くいるまず追つけく
うの鉄炮をうちきれ先うさき弘治
二年甚右衛門義芸日近の城をせめ時

討死す義芸が子家忠幼少なり故忠次
縁者ゝ家忠を以ゝ家老とゝ
ゝ兵を引わて常に一方の先をけ
なれ
永禄六年吉良義昭東条をうち
て逆心をくわたゝ義昭を
大権現姉婚母むこなる也忠次了命
おゝく義昭をせりむけよりおい
津平にかゝへて女房をなると数十

日光とせむ吉良の家領留永末の郎
日下部おのおのおれたる忠次後の人を
うらやみ既に吉良二たび戦ふたり
なくしてそのことをきふ
大指現元来縁者ふかりつき罪と
ゆゑたまひ誓約をかくして本
北条氏康東条吉良せむ忠次
津平にありて光をもちするゆゑ
津平三千五百貫地をたまはる

同年忠次命をうけたまはりて西郡の
城をせむ日下部北要害をうかがひ
見て思ひの長とをはり道に城をを
そのすみ屋ふせめ入稲友長指又子
なびよ法類とやりこふす
大指現こと切北をみやうなる事と感じた
まひて沙弓弟の御書をくださる
同年の冬一向宗蜂起の時吉良義昭
ひさしと一向宗通じて又東条と

おこり賊徒國中よみして邑濟と津平
と四里のあひだ人馬のかよひたやす
かゝず忠次
大猷院殿の命をうけて東条をせめ
り多賊徒とおたゝかふ事數度なり
聖之年の去賊徒戰ひ屈して降参を
ふせぐと一揆の首領北条
を詐人よりて殺害す吉良も又同く
ぐゝん事をこゝろみしも再犯ゆゑ
ばつにより東条をあらく駿府よりをれ
忠次數度の軍功ありしかと東条北城を
たまりり松平の姓をゆるさる
元和元年六月廿八日姉川合戰のとき
忠次馬をうばゝ敵をうち敵矢を放ち
忠次が左股を射て鞍の前輪を射ぬく
忠次矢をぬき事あるゝして即答に
これをぬゝめこと矢をぬくひふ敵を
射ころす

同二年朝倉義景信長を防ぐゝ
めんがためよ比叡山よりのぶる淺井も又
こゝ江ふみを信長すゝやうに大坂より
發して大津よりさゝ山と相たゝふ
附書をもせゝ加勢を
大将現ようふよ佐久ゝ石川日向守と也大将
ゝ忠次と副将とす諸軍中れ
武勇あるものこゝ人えらびをもて
して別勢四よりゝ信長大さゝ

まこびあるゝ小命していゝく約束ゞ兵
を我先と退治せん西将ハ佐ゝ木蜂起
ゝ國中の往還をさ西ゝ後を
志げめよれ下知よりゝ觀田芋津
のあひだに陣をもうさめ佐ゝ木ゝ兵と
ハ小ゝ小ゝ日ゝ小ゝ小ゝ軍あり佐ゝ木
が兵味方乃小勢なるを知ゝ四方
ゝ先をせむ忠次毎度先ゞけして
二十條戦よおゝ勝とゝ文ゝ屋

まず山上は敵あ将の勝軍と見て氣
をうしなひ和をこうて戦前に敗る
是ふしく信長功國の後あわが軍
功を襲奪したまふ
同三年三方原合戦の時一方は大将と
うけたまはる
天正二年九月武田勝頼二方作隊を
引わく天竺川を弦の時
大将現信勝と九絶すしまけさし
むけられ東条一絶八忠次すしみを
同三年四月勝頼大軍と引わく長篠
は城をかこむ
大将現信長を同しく加勢して御
馬をおはる同廿一日の暁酒井左衛門尉
くりこの戦ひ鳥巣の城をせめる
討忠次是げして石川と京屋ぶり
敵数百人討ものを
同年七月

大将現意列より進發ありて敵の城を
せめおとしたまふ
八月諏訪原の城をせめたまふ此城を
宝賀小泉かこまりとい(ぜ)もたを
けの長なさゆへ城をもくひろうに
小山の城よりのぐれ
大将現法師より命して諏訪原城を守
らしめんとのこまひしうども諸将御
うけ申されなし一ち中に悪次をみ
あくうを見ぐ見をもまりぐさのう
ヤあげられぐ
大将現太さに沛國ぬりく沙津の康
の字と下ぬ也康親と号す又左と
あたり園防守ぬ仕ぬ又諏訪
原の名とあるため牧野と号した
まふ此時
大将現の伺より周武王殷紂を牧野ぬ
ぬぐ(ぐ)ぬ(ぬ)たりと引せたまひ周防る

小なりとは周防の周ハとるゝ周の世れ
名高ク成よ康親ガ勇勝と感じおり
ものてきゝとゆゝためたもふ小なり
見よとも是別ゝ桂木河原ゝて
七百貫の加増とあ給を付け
大将現信ゝとあつめゝ小山をせめんゝ
おゝうたまふ酒井左衛門いさめけ
れハ長と野ゝよけゝす事日すぐに
久し称ゝゝハ志ゝゝ士卒と成を

めたまふ色しいふ康親ゲけれを
小山をせめたまゝんハ元よさゝゝ志を
なりこゝ成ハ長篠級軍ゝゝ武田ガ法
ゝ大ずかゝびゝ膳れ一人ゝけくいさむ
とゝゝたまけの長あゝゝ次
大将現見ときゝめゝゝゝ康親ガ
ゝよ回したまゝ長をすめゝ小山
をせゝ成ハ日の内ゝ康親まづ
ゝ数人と討ゝ成人も又ゝ名

あり勝頼小山をきづいたため大井河
まぎれ出すといへども前より城郭あり
攻り強敵あるゆへ兵を引てさる
大隅状士卒に命してかこみとさ山
ようようく剃をなす兵をおさめ
ゆりたまふ
康頼牧野城とまりる事七年の
あひだ勝頼数度見をせむといへども
けねよ厚ぐまず立る天神城の西

路ふるよ偏くいとみ戦の事度む時
なし此城と田中と大井河を隔て
清水田中此兵を置あひ見城軍あ
るあひ麦とり武を苗とあく強動度
む事なし薮田左門の兵も又打く
あく戦ふ拵ていく後河と云
はんはうぐと強河の地よさす度
一分の仮りに見を少と人あバ
るずけこと兼とあるすべ

こいけきで皆人を感烈と感ず

同八年

大稙現康親なりしより松平家忠牧野康成

より命じて相模をせめうこもし康親

郎信と引率して殺伯と城をこ

淵長親が淵伯井伊賀をとうちとる

城郭を焼ふ

同十年

大稙現殺刑を行したもひ駿河伊豆

の境小〻要害地を見立て枝橋より

城ときりさ康親とすく小原がおさへ

なりしたふ此時下野守忠吉と同し

く四万石を領と

康親を稙を遠山氏を色〻はからう

苗をもつて或を云とあせとあびやし

敵のんをあぐやふせさるる小原家は

長三枝橋の近色〻ちげく事とるど

康親が名いよ〻世に流布す

同十一年六月十七日病死六十三歳
法名宗輝

康重

周防守　法五位下　四郎
母は松平次郎右衛門尉つがしとめ
天正十一年三月十六日渥美郡の康光家
を下され
十六歳にして父康親が家督を継ぎ

同じく三枚橋の城をまもりて康親が計
策ふるはずして士卒をとりゆるがせ小條
が兵ちからぜめ事をはげしくせめ三枚橋の城を
まもりて八ケ年
同十三年の夏
大権現軍兵をもよおして信州真田を征
伐したまふといへども合戦利なく
て士卒疲れ弊たこれは小康重の
びょ井伊直政

大将提の命をうけたまはりて兵をおさめて伯耆の国の城を
攻落す
同十八年秀吉小除を征伐の時箱根
の中道ハ秀次右備也
大将提なりて秀次すやふ山中の城へ
責のぼるゆへ城を小除左馬丞城を
捨て小田原へ引取て康年伯耆
より支城殿小除が去とれ
たるひ首八十餘とられて秀吉よ
ろこ給ひ
大将提乃軍勢小田原へせめ入城ハ四方
をかこむ時ハ六月康重ゑ也政ひろう
小ぜいにて義ハ入篠曲輪をせめ取ぶ
城中の兵とうちもらす侍ハ旗をあげ
しるし諸陣ハ軍卒ハ是を見て
をおどろかす
為す

大指関東を領じたまふるゆゑ松平
家忠召せゆゑ忠吉にも跡をたゞ
し此時忠吉の八歳の幼と雖ども康幸ら
武州の内埼西郡二万石を領し
寛永六年城西郡とあるため常州笠
間郡三万石を賜ふ
同七年佐竹義宣が常陸の西領とあ
らため秋田へうつる時康幸水戸
の城主を書すなを多伝後世正信
大久保相模守忠隣　伊豆かゝりて国
中の割法を定め七月江戸より帰る康
幸の時佐竹浪人車丹波守以ふもの
義宣が長とを称さあつめ水戸の城
をおそひ江義宣よあさつんとすれ
密謀の事少えけ事バ康幸すゝやふ
ゝ世行ゝ丹波父子馬場和泉父子大
霊長義等城ゆりこ小て江戸へ

泊をしけをびするもろ〻人の妻子人
めしもせるをこもろ細をもろるのたまひ
羅紗のぐれさるふしもも西流のいもしめ
ろうなんため水ようおわるもあ
くく徐せるふ
同十三年笠乃とのうあ毋波の藤
山ふく五万石とあ紙を付よ
南海西國南海の法大名よ命して藤
山の旧城とあるためこうしめる山法石

のかるめこなるたまふ
同十九年大坂陣の時十月廉を別府
ろいろり川を隔て陣とられ大坂
此兵小屋とかゝ弓鉄炮とそろへる法
蓑をすゝくまるし廉を都築
卿亮を使りして小屋と燒者れものと
うらゝく法螺別府河をとろう又
佐良志河とこす西国の法軍勢と
んゝ志とくを川とろす

大猷院殿をきこうめされ候て康幸う功と
始て感じたまふ故方乃家
を惣をかこむ附康幸天海僧正せめ
うこむ
聖三年大坂乱れ附康幸ハ山陰道の
国賊をきづめうあふ亀山を番す
山附指列芳根の一揆蜂起す康幸兵
をひきいて山陰三十人をもて亀山
の城外を象す

元和五年篠山をあたらたに泉州岸
和田を領数するのぶ
寛永十一年七月廿二日法印位下す
叙を
同年岸和田城付の領分と田の地高
一万石と云れ役とのゝみや
六万石の所帯下と称を
同十七年六月廿七日卒を年七十三
長安院龍興浄和と号す

某

今七郎　母ハ上小田

笠間小〳〵早世

女子

井伊兵部少輔直政ガ妻

母ハ三列江原ガむすめ

女子

亀井能登守ガ母

康政

左近大夫　常列笠間に生る

元和四年十二月廿七日従五位下ヨ叙ス

寛永七年十月十七日廿七歳ヲ以テ死

法名還栖　清光院と号す

康映

周防守

寛永九年十二月廿八日従五位ヨ叙ス

同十七年寛和四ヒ　たゞ播列完

栗原郡六万石と為領を武門一万石
を康映が姪康朗先と仕す

康命
―
自馬

女子
小笠原信濃守が妻

康常
隼人佐

女子
西園寺中納言室

女子
牧野内膳正が妻

康朗
左近将監　生母武州
大隅守より康親康定と下総守

書数通を正相とて

家級巻第

康朗より おす 花文のうし 康親

代々下ける

大指現帰有竜の御書

法の平級こと方一ちんいぐ おさん

うめる代どの 何用もう中の庇

何ふる事中しれ とりあげん

ましくん りしんさしく

ただ祢一市ん ふ ゑ

十月 吉ふ 元康

松井左近

一松濤城之儀ハ元亀弱年上杉債
ゟ左右并西条領又右門に渡
ゟ改帳二成敗ゟ有之右門ふ
及申ハ其方ニ渡申文名ニ成申
改ニ成方ハ不申渡

一右書付ハ松濤城江
お入ハ伊豆紙渡申債ゟ左様ニ

人ゟ一切お入ハ柄渡申ハ級
一敵対諸侯ゟ者ニ成方義渡申
一ゟ紙幣ハ松濤城中ゟ出
ゟ出ゟ加筆合ニ申
右像ニ成写ゟ被遣ゟ別人渡
ゟ所江ふ渡ニ許容者ハ
十月九日　元康印左判
松井左近

筆せいよ入ハ被為ハ入御ふれ
こゝもしい西酒井雅楽助一ト人
役ハ人へ仕ハ一ト人こゝ申し
十二月四日 元禄御立判
松井左兵衛

一そのうらに成ひらん少中様
ゑあげまさる
一毒ものゝ仕中ひらん少下法ル

年末のゝ方ハ二ハ美見ル
一毒ものゝ人ハ附ぜん何と常
ゑ方成見ル中
まゝくしる
一武方ハ宿毒中ものゝ成
何をもゝ被ゑ中ゝ
一法ゝ事ハ成一切筋用次第ニ
美見又用ハ毒法ゝ
武次ゝ御祈願

六月六日　松殿

松井左衛門尉殿

一上度東條波平に波多野熱切
波平と申一番永と仰せ事
一於津平敬し給人宿と波多野
延人判取おそ申し上ち波平し
後ち上ち波平に遣
一第一ち申し仰せ波平上ち

遣就り
右條〻お定し上ち永上ち遣
老や仍め件
永孫四

六月廿七日　源元康御立判
松井左衛門尉殿

御誓詞の事書
一惡毒及沙汰申事

一ぬさ云事ゝ云ゝ数ゝ
一左之通之通之ゝ数ゝ
一毒ゝ毒ゝ数ゝ申ゝ成ゝ左之一ゝ通ゝ
見一人 縁僧ゝ者 法ゝ中 横
許容ゝ云ゝ数ゝ
一毒ゝ毒ゝ数ゝ申ゝ成ゝ左之通ゝ
右之成 我ゝ扶持ゝ
以次ゝ御物ゝ通ゝ
永禄ゝ四月十ゝ 元康御左判

松井左之ゝ
東条宮代ゝ成中ゝ 以方ゝ一札
祝ゝ毒ゝ細酒井雅ゝ助一ゝ申ゝ
ゝ成ゝ
永禄ゝ年
四月十ゝ 元康御左判
松井左之ゝ

情実を以おゝ依わ[illegible]を知り事
め一書永ふ[illegible]おゝ遠[illegible]治わ一事
以次ゝ御扶て同あり

永禄六年 癸

十月廿四日 都康 御左判
松平長[illegible]世方
松井左[illegible]

一 弐百ゝ百貳拾六貫八百廿文
一 畠山ゝゝ貳百貫文
一 荻原ゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]拾七貫
七百廿文
一 荻原新[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]三拾貫貳百
八拾文
一 綿問ゝゝ七拾六貫四百六拾文

ゝ度[illegible]東条城并知り五百
貫文[illegible]や[illegible]知り[illegible]ゝ事

右拾合五百貫文御渡申

東条郷何も御知行地壁山

其一貫二代度ゝ後中分縄沼等

ゑゝ仮名紙書ゝ

お渡候知行一貫東之遠井や

山の件

永禄六年 癸亥

十二月日 家康 印 左判

松井左近将監殿

元服に付ゝ寸ゝ祝儀に作

うめ子代ゝ少地壁一貫いさい

殿様助十ゝ

十月廿四日 家康

松井左近殿

康重より下ける御書

一七度武真鈍沼入国ゝ牧野城

書ゝ方松添沼中分 遠州別山東

知り申さるべき旨

一山東左一篇ニ付こと方中付一ヘ和
勅ス

一対氏ニ流篇美見一事強ふ云こと
躊躇ス

一主ゑ先こと条企逆ふこと治中婦
逆紀四憲法一ヘ加下知事

一法敬地ハ知ル長おを長退業ちこと方に
和勅こと同仙一事付事

右条こと仏堂平ら人今に投成競
ら人法生こと一切ふヘ許容永和遠
ちこと数世ヤ仍め件

天正四丙子年

三月十七日家康 浅立判

松平甚左郎殿

同 周防ヤ殿

一お法事 松平甚左郎ハ拙ハ和宣

一 ふと法皇一切ふと綸旨なれば本知
新知ハ先判永ふと和遠事
一 寄騎被皮ハ本ふと方計事
一 諸別入国ふと法度中ふし
其見ふと方一ヶ所付ふる
付用法ふる分ハ元判而能本知
新知ハ先判ふし子孫ふ知判事
右条ふ永ふと別者やハ仲
天正九辛巳年

十二月廿日 三河守 伊五判
松平周防守殿

諸別お河東貳百五ヶ郷文用河東
二郡ふ郡代ふと事
右年来至東境用若芽仕設ふ
ひふ方設知ふ内山川海上
野他ふ一切ふ方綸ふと而能判ふ
一ふと和遠紙ハ年来諸別法中有

之方ゟ被一度西殿ゟ那蔵之事
中井之方ゟ沼津ゟ被之事ハ不可
矣見ちゃ
天正十一年
二月十九日 家康御左判
松平周防守殿
其方ゟ書状一度被相稼之事
宰相殿中ゟ紙ハ被見被異合ハ
為ちゃ
九月十一日 ゟめの御書
松平周防守殿
年寄人衆ゟ百貫ゟ被入情ゟ所
書ハ大体ゟ方文度正月ゟ
之儀ゟ御一ゟ被成人番細大久保
ゟて三箱左右中ゟ

十月十五日　御左判

松平周防守殿

国立公文書館
National Archives of Japan

本卿

朝親

生國若狭本卿　貞應年中乃人

有泰

生國同　同じく乃人

遠倉小条家乃流久敷通二通あり

某

尼玉丸　生國不詳

嘉禎年中乃人

稲倉小条家譜文二重あり

泰朝

右近志丈　生國不詳　法名善悟

永仁年中乃人

稲倉小条家乃譜文二重あり

隆泰

同じく乃人　生國不詳

貞泰

義忠右近將監　生國不詳

建武年中乃人

家泰

英俊右馬丞　生國同所

觀應年中乃人

元亨以下足利家乃奉書代とあり

詮泰

英俊右馬丞　生國同所

康暦年中乃人

持泰

兵庫少　生國同所

應永年中乃人

政泰

宮内少輔　生國同所

文明年中乃人

泰茂

治部少輔　生國同ジ

永正年中ノ人

信留

治部少輔　義稙守　生國同ジ

永祿年中ノ人

光源院義輝ニ仕ヘ奏者番ヲ勤

信長ニ仕ヘ又

東照大權現ヲ信留ヲ召シ出サレ仕ヘ

大權現將軍宣下ノ時先ヲ命シテ使

ハレ而ハ伊勢ノ先祖代々

室町家ニ仕ヘ共制法ヲ定メ

奏者番ト作ル也使番

ハ宅地ヲ賜ハル

慶長十年九月病死七十五歳

頼泰

勝三郎　生國不詳

元亀年中乃人

さゝめ信長ニ仕ヘ後ニ信雄ニ仕ヘ後

ニ出ス

大稽現ニ仕ヘ太閤秀吉逝去乃時

大稽現伏見ニ詰乃ときニ頼泰江戸ヘ

伏見ニおりゝて遠州濱松ニおりて

死ス附ニ慶長四年八月ヨリ

勝吉

勝吉　生國豫州

八幡ニ

大稽現

右近院殿ヶ様ニ

元和九年

將軍家ヘ仕ヘ

泰勝

勝三郎　生国武州江戸

十二歳ヨリ

台徳院殿ヲ称シ奉リ十五歳ヨリ

将軍家ヘ仕ル者ナリ

勝宗

傳四郎　生国同ク

十八歳ヨリ

将軍家ヲ称シ奉リ

家紋　九曲巴

国立公文書館
National Archives of Japan

本間

今按ずるに小野氏乃ち是に人見本間なりと云ふ源氏乃郭ふ入がごとき云ふ也ども應永十三年二月三日乃日宣案ふいたく源範季ふ右馬乃尉ふ任ぜ為ると又同三年三月五日乃日宣案ふいたく源範季ふ

〳〵山城守小紀〳〵と云々今
かゝ口宣小さるゝ也

某

山城　兵衛五郎
建武元年三月二十七日小綸旨と
くぐさ分
同二年五月十二日念法院久光あり
同月十四日沙弥徳久こゝもあり

同四年卯月八日家長徳久あり
法名覚法

某

山城　鷹四郎
康暦二年六月朔日　庶苑院義満乃
書こゝもあり

範季

楠大丸

應永二年十月廿日勝定院義持乃
御文ことあると

同十三年二月三日鷹尉小紙を宣
旨ことあると

同三十二年三月五日山城守小紙を
宣旨ことあると

久季

中務

長禄三年八月無龍乃時高部慈恩
寺小おゝ代く御文紛失をこと後
ありて共一二をえり寛正
二年八月十八日おゝ失乃御文
たゝい他人ゝ事とゝぞとゝ
をそこの者人さ乃より信久乃
より久季さゝ書を送乃

宗季

源次郎

永正七年三月廿日氏親他文を有

某

左衛五郎

永禄三年八月三日氏真他文を有

政季

十六歳　生国遠州

父左衛五郎附られ

大指状（他文）を天正二年七月十日他

他文となまりり

遠江国山名郡石脇之内小脇田村

之事

右七度他文遠州乗船不存略別

之廻云々代々他文改他物前ニ

一条永補任年記者祇社佛事領山
林賢河京等如先規可令配分今
以後万雑事如何様之忠節企
新恩一切不可及許容寄付所不可抽
忠節之状如件

天正二年七月十日　家康　御判

なら十五

慶長二年病死五十三歳　法名自性元心

秀年

五左史　生国遠州
大将提一作之事
元和二年　鈞命小ふり紀伊頼宣ヘ
ゆく
同四年三月病死　六十二歳

次年

十左衛門　生國武州

大橋狀

右德院殿

將軍家御三代ふけ人なり

寛永十七年八月病死四十一歳

次忠

十左衛門　生國同州

寛永三年

將軍家ふけ人ゟ壁年ゟ出家とけとむ

範安

橋三郎　生國遠州

右德院殿ふけ人なり

慶長三年病死二十三歳　法名月溪

宗峯

説忠

左兵衛

右近院殿

将軍家御二代小姓

政信

長九郎

将軍家へ仕之

季重

五郎左衛門　生國武州

慶長十五年

右近院殿へ出仕

義貞

七左衛門

寛永十一年　生國武州

将軍家へ紋之事

家紋十六目

国立公文書館
National Archives of Japan

本名

生國遠州

年齡壹廿

大病ニ付ケ〻なまり　四十四歳ヨリ病死

忠恵

忠左衛門

生國同所

大往現
台徳院殿
将軍家御三代へ仕候者

某

五郎作　生国武州

家紋十六目菊

一向坂

長祐

六郎太郎　六太馬府　生國壹別

今川氏輝義元氏真より屬し三別壹別

の間ゆゑ敷ケ所と称ず絶久敷遍これあり

吉政

六郎五郎　六右馬頭　生國同所
今川氏真ようゝ父の遺跡を
氏真没落の後
東照大権現と申しまする
永禄十一年十二月廿日御書を右改よ
たまふ

右長

六郎右郎　六右馬頭　生國同所

大権現
右近院殿へつゝきまする
元和九年三月二十五日死年四
十四

右次

六郎太郎　生國武州
右近院殿
お軍家と申しまする
寛永十二年四月十二日二十五歳にて

死去

右久（くひさ）

与八郎　生國同所

将軍家より召出される

父の名（ちちのな）

家紋　亀甲

向坂

信吉

庄右衛

須松小太郎

生國遠州

大隅現

右遠院殿と称しまする

慶長四年病死　法名宗茂

重吉

兵部　生國武州

天正十八年関東御入國以後

大稲荷

台徳院殿へ仕へ奉る

元和八年病死　法名法照

正吉

清吉　生國同所

台徳院殿

将軍家へ仕へ奉る

家紋

国立公文書館
National Archives of Japan

内坂

長勝

十左衛門尉　生国遠州

後別今川家ニ仕ル

年三十五ニ而死　法名永吟

長政

十左衛門　生國同所
今川氏真小法師
永祿十一年
大膳亮遠州江入國乃ときに長政　死
法名玄入
天正三年三月十日四十三歳にて死

政勝

左次郎　二十歳乃ときに育用と為
大膳亮（法名玄入）を検校と為其後
右衛門督を称し来たる
慶長十九年四月二十四日五十四歳に
て死　法名永徽

政定

清左衛門
元和元年

台徳院殿（ていとくいんでん）
寛永（かんえい）八年
将軍家（しょうぐんけ）（ていとくいんでん）
家紋（かもん） 亀甲（きっこう）

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan